

春です センキョです！ 花に負けないきれいな選挙を



勝山市広報
NO. 102
選挙特集号

入場券は届きましたか？

届かない人はすぐ補充名簿の登録を

投票所入場券は、区長さん、町内会長さんを通して、おそくとも四月一日までにおくばりします。

若し、選挙権がありながら（昭和十八年四月四日までに生れた日本国民で、ことしの一月三日以前から引続き市内に住んでいる人）入場券が届かないときは、いちおう区長さん、あるいは町内会長さんにきいてみて、そして入場券がないとわかつたら、四月七日までに下記の要領で補充名簿登録申請書を出してください。

知事 選挙は四月十七日 県会議員 選挙は四月十七日

どうぞいらっしやい

会	説	演	立
知事	県議	県議	県議
四月十七日 午後八時	四月八日 午後八時	四月九日 午後八時	四月十二日 午後八時
成善西小学校	成器西小学校	平泉寺公民館	北郡中学校 鹿谷小学校

投票用紙をまちがわないように

知事は白色、県会議員は桃色ですから、まちがわないようにして下さい。
若しあわててまちがいますと、その投票は無効になりますから、よく注意して下さい。

この一票売るときに買ひまじい買ひまじい

しめ切りは4月7日午後5時 補充名簿登録申請

- ① あたらしく有権者になつた人。すなわち昭和十八年4月4日までに生れた人で、ことしの1月3日以前から引続いて市内に住んでいること。
- ② 選挙権のある人で、ことしの1月3日以前に勝山市へ転入し、ひきつづいて住んでいること。
- ③ 昨年9月15日現在で調製した基本選挙人名簿から洩れた人。

このような方は、名簿についでいないため入場券も出していないから、きたる4月4日から4月7日午後5時までに市選挙管理委員会または近くの出張所へハンを持って申請して下さい。

ハンと証明書を忘れずに
不在者投票をする人

投票は、十七日の投票日に指定された投票所で行なうのが原則ですが、特に次のような事情で、都合の悪い人は、知事は三月二十三日、県議は四月二日からそれぞれ四月十六日午後五時までに市選挙管理委員会（市役所二階市長室隣）で不在者投票ができます。不在者投票をする人はハンと不在者投票をしなければならぬ証明書（例えば会社の仕事で出張するときは社長、市外の土木工事に出張しているときは、その事業主）を持ってきて下さい。

- ① 市外で職務または業務に従事していること。
- ② やむを得ない用務または事故のため、市外に旅行しているか滞在していること。
- ③ 病欠、負傷、妊娠、不具、産後のうち、どれかのために投票所まで歩いていけないこと。
- ④ 極めてまれなことですが監獄、少年院または婦人補導院に収容されていること。
- ⑤ 県内の県会議員の選挙区の区域外に住んでいること。